

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項中「以下同じ。）に係る」を「第17条の2及び別表第4において同じ。）に係る」に、「500円（中型自動車（同条に規定する中型自動車をいう。以下同じ。）にあつては、1,000円）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 道路交通法第3条に規定する中型自動車 1,000円
- (2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車 500円
- (3) 道路交通法第3条に規定する大型自動2輪車及び普通自動2輪車並びに同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車 200円

第8条の3各号列記以外の部分、第2号及び第3号中「自動車」を「車両」に改める。

別表第2の3の表小野路球場の項中「午後7時」を「午後9時」に改める。

別表第4の2の表を次のように改める。

2 駐車場

自動車の区分	駐車料金
大型自動車	1,500円
道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場 時間制による駐車料金 (2) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場以外の駐車場 指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料
道路交通法第3条	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に

に規定する普通自動車及び準中型自動車	定める金額 (1) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場 時間制による駐車料金 (2) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場以外の駐車場 指定日にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料
--------------------	--

備考

- 1 「時間制による駐車料金」とは、次の各号に掲げる駐車場の利用時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額をいう。
 - (1) 1時間まで 無料
 - (2) 1時間を超え1時間30分まで 100円
 - (3) 1時間30分を超え8時間まで 前号に定める金額に、1時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額
 - (4) 8時間を超える場合 800円
- 2 「指定日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに市長が別に定める日をいう。
- 3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場である場合については、この限りでない。

別表第4の5の表照明設備の部町田市立陸上競技場の款の次に次のように加える。

小野路球場	750ルクス	30分	3,500円	7,000円
	500ルクス		3,000円	6,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市立公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。<u>第17条の2及び別表第4において同じ。</u>）に係るものを除く。）は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 道路交通法第3条に規定する中型自動車 1,000円</u></p> <p><u>(2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車 500円</u></p> <p><u>(3) 道路交通法第3条に規定する大型自動車2輪車及び普通自動2輪車並びに同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車 200円</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p>第8条の3 市長（駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者。以下この条及び第17条の2第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する<u>車両</u>については、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために利用する<u>車両</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める<u>車両</u></p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>1・2 略</p>	<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。<u>以下同じ。</u>）に係るものを除く。）は、<u>500円（中型自動車（同条に規定する中型自動車をいう。以下同じ。）にあっては、1,000円）</u>を上限として、規則で定める額とすることができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p>第8条の3 市長（駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者。以下この条及び第17条の2第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する<u>自動車</u>については、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために利用する<u>自動車</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める<u>自動車</u></p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>1・2 略</p>

町田市立公園条例新旧対照表

改正後				改正前			
3 運動施設				3 運動施設			
有料公園施設 の名称	利用単位	利用時間	専用 利用 時間	有料公園施設 の名称	利用単位	利用時間	専用 利用 時間
略	略	略	略	略	略	略	略
小野路球場	2時間	午前7時から <u>午後9時</u> まで	同左	小野路球場	2時間	午前7時から <u>午後7時</u> まで	同左
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			
4 略				4 略			

町田市立公園条例新旧対照表（改正後）

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

1 略

2 駐車場

自動車の区分	駐車料金
大型自動車	1, 500円
<u>道路交通法第3条に規定する中型自動車</u>	<u>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</u> (1) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場 時間制による駐車料金 (2) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場以外の駐車場 指定日にあつては1, 000円、指定日以外の日にあつては無料
<u>道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車</u>	<u>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</u> (1) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場 時間制による駐車料金 (2) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場以外の駐車場 指定日にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料

備考

1 「時間制による駐車料金」とは、次の各号に掲げる駐車場の利用時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額をいう。

(1) 1時間まで 無料

(2) 1時間を超え1時間30分まで 100円

(3) 1時間30分を超え8時間まで 前号に定める金額に、1時間30分を超

町田市立公園条例新旧対照表（改正後）

える部分について30分までごとに50円を加えた金額

(4) 8時間を超える場合 800円

2 「指定日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに市長が別に定める日をいう。

3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場である場合については、この限りでない。

3・4 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等			利用単位	利用料金	
				スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合
照明設備	略	略	略	略	略
	町田市立陸上競技場	略	略	略	略
	小野路球場	<u>750</u> <u>ルクス</u> <u>500</u>	<u>30分</u>	<u>3,500円</u>	<u>7,000円</u>
		<u>3,000円</u>		<u>6,000円</u>	

町田市立公園条例新旧対照表（改正後）

		<u>ルクス</u>			
	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略

町田市立公園条例新旧対照表（改正前）

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

1 略

2 駐車場

有料公園施設 の名称	自動車の種 類	駐車料金
サン町田旭体育	大型自動車	1,500円
館駐車場 町田中央公園駐 車場	大型自動車以 外の自動車	<p>次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用する場合 次に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 30分まで 無料</p> <p>イ 30分を超え2時間まで 100円</p> <p>ウ 2時間を超え9時間まで イに掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</p> <p>エ 9時間を超える場合 800円</p> <p>(2) 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用しない場合又は運動施設が設置されていない公園の場合 次に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 1時間30分まで 無料</p> <p>イ 1時間30分を超え2時間まで 50円</p>

町田市立公園条例新旧対照表（改正前）

		<p>ウ <u>2時間を超え2時間30分まで 150円</u></p> <p>エ <u>2時間30分を超え9時間まで ウに掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</u></p> <p>オ <u>9時間を超える場合 800円</u></p>
野津田公園駐車場	大型自動車	<u>1,500円</u>
場	中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の利用日に応じ、それぞれ当該各号に定める金額
小野路公園駐車場		<u>(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに市長が別に定める日（以下これらを「指定日」という。）</u>
相原中央公園駐車場		<u>1,000円</u>
鶴間公園駐車場		<u>(2) 指定日以外の日 無料</u>
日向山公園駐車場		

町田市立公園条例新旧対照表（改正前）

<p><u>場</u></p>	<p><u>大型自動車及</u></p>	<p><u>次の各号に掲げる駐車場の利用日に応じ、それぞ</u></p>
<p><u>忠生公園駐車場</u></p>	<p><u>び中型自動車</u></p>	<p><u>れ当該各号に定める金額</u></p>
<p><u>薬師池公園駐車</u></p>	<p><u>以外の自動車</u></p>	<p><u>(1) 指定日 次に掲げる場合に</u> <u>応じ、それぞれ</u></p>
<p><u>場</u></p>		<p><u>に定める金額</u></p>
<p><u>芹ヶ谷公園駐車</u></p>		<p><u>ア 運動施設が設置されている公園であって</u></p>
<p><u>場</u></p>		<p><u>運動施設を利用する場合 次に掲げる駐</u> <u>車場の利用時間に応じ、それぞれに定める</u></p>
		<p><u>金額</u></p>
		<p><u>(ア) 30分まで 無料</u></p>
		<p><u>(イ) 30分を超え2時間まで 100</u></p>
		<p><u>円</u></p>
		<p><u>(ウ) 2時間を超え9時間まで (イ)に掲</u></p>

町田市立公園条例新旧対照表（改正前）

		<p><u>げる金額に、2時間を超える部分につ</u> <u>いて30分までごとに50円を加え</u> <u>た金額</u></p> <p><u>(エ) 9時間を超える場合 800円</u></p> <p><u>イ 運動施設が設置されている公園であって</u> <u>運動施設を利用しない場合又は運動施設</u> <u>が設置されていない公園の場合 次に掲</u> <u>げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれに</u> <u>定める金額</u></p> <p><u>(ア) 1時間30分まで 無料</u></p> <p><u>(イ) 1時間30分を超え2時間まで 50</u> <u>円</u></p> <p><u>(ウ) 2時間を超え2時間30分まで 15</u> <u>0円</u></p> <p><u>(エ) 2時間30分を超え9時間まで (ウ)</u> <u>に掲げる金額に、2時間30分を超え</u> <u>る部分について30分までごとに5</u> <u>0円を加えた金額</u></p> <p><u>(オ) 9時間を超える場合 800円</u></p> <p><u>(2) 指定日以外の日 無料</u></p>
--	--	---

備考 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐
車した場合において、当該退場をした時刻（以下「当初退場時刻」という。）から
当該再度駐車をした時刻（以下「再入場時刻」という。）までの時間が15分以内
であるときは、当初退場時刻から再入場時刻までの間も継続して駐車をしていた
ものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園

町田市立公園条例新旧対照表（改正前）

駐車場である場合については、この限りでない。

3・4 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等			利用単 位	利用料金	
				スポーツに利用する 場合で入場料の徴収 又はこれに類する取 扱いをしない場合	スポーツに利用する場合 で入場料の徴収又はこれ に類する取扱いをする場 合及びその他の事業等に 利用する場合
照明 設備	略	略	略	略	略
	町田市 立陸上 競技場	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略